

令和 6 年第 6 回米子市選挙管理委員会 日程

日 時 令和 6 年 1 2 月 2 日 (月) 午前 1 0 時

場 所 米子市役所本庁舎 4 0 2 会議室

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 議案第 1 4 1 号 令和 6 年 1 2 月 2 日現在において選挙人名簿に登録すべき者及び当該名簿から抹消すべき者の決定について

議案第 1 4 2 号 令和 6 年 1 2 月 2 日現在において在外選挙人名簿に登録すべき者の決定について

報告第 1 6 号 専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における各投票所の投票立会人の選任について）

報告第 1 7 号 専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 2 投票区の投票立会人の解任及び選任について）

報告第 1 8 号 専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 1 期日前投票及び第 3 期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

報告第 1 9 号 専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 6 投票区の投票立会人の解任及び選任について）

報告第 2 0 号 専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 5 投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

第 4 その他

次回選挙管理委員会 令和 7 年 3 月 3 日 午前 1 0 時
本庁舎 4 0 2 会議室

議案第 1 4 1 号

令和 6 年 1 2 月 2 日現在において選挙人名簿に登録すべき
者及び当該名簿から抹消すべき者の決定について

令和 6 年 1 2 月 2 日現在において選挙人名簿に登録すべき者及び当該
名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

別紙 1 及び別添簿冊のとおり

議案第 1 4 2 号

令和 6 年 1 2 月 2 日現在において在外選挙人名簿に登録すべき者の決定について

令和 6 年 1 2 月 2 日現在において在外選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

別紙 2 のとおり

報告第 16 号

専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区における各投票所の投票立会人の選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和6年12月2日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区における各投票所の投票立会人の選任について
- 2 処分年月日 令和6年10月21日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における各投票所の投票立会人の選任について、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月２１日

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における各投票所の投票立会人の選任について

衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における各投票区の投票立会人を次のとおり選任する。

１ 選任する者

投票区	立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
５			無所属	
１８			無所属	

報告第 17 号

専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙
及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区におけ
る第 2 投票区の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成 17 年米子市選挙管理委員会規程第 1
号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第
2 項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区
選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 2 投票区の投票
立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和 6 年 10 月 22 日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における第２投票区の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月２２日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における第２投票区の投票立会人の解任及び選任について

令和６年１０月１９日米子市選挙管理委員会の議決を経た「衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における各投票区の投票立会人の選任について」（令和６年議案第１３８号）の第２投票区の投票立会人について、次のとおり解任及び選任する。

１ 解任する者

立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
		無所属	午後

２ 選任する者

立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
		無所属	午後

報告第 18 号

専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 1 期日前投票所及び第 3 期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成 17 年米子市選挙管理委員会規程第 1 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 1 期日前投票所及び第 3 期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和 6 年 10 月 23 日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、衆議院比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における第１期日前投票所及び第３期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月２３日

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における第１期日前投票所及び第３期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について

令和６年１０月１４日米子市選挙管理委員会の議決を経た「衆議院比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」（令和６年議案第１３３号）の第１期日前投票所及び第３期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者について、次のとおり解任及び選任する。

１ 第１期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者	選任する者	新たに選任した者が職務を職務を行うべき時間
１０月２３日			午後２時から午後８時まで
１０月２４日			

1 0 月 2 5 日			
1 0 月 2 6 日			

2 第3期日前投票所

職務を行 うべき日	解任する者	選任する者	新たに選任した 者が職務を職務 を行うべき時間
1 0 月 2 3 日			午後3時から午 後8時まで
1 0 月 2 4 日			
1 0 月 2 5 日			
1 0 月 2 6 日			

報告第 19 号

専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙
及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区におけ
る第 6 投票区の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成 17 年米子市選挙管理委員会規程第 1
号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第
2 項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区
選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 6 投票区の投票
立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和 6 年 10 月 23 日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における第６投票区の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月２３日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における第６投票区の投票立会人の解任及び選任について

令和６年１０月１９日米子市選挙管理委員会の議決を経た「衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における各投票区の投票立会人の選任について」（令和６年議案第１３８号）の第６投票区の投票立会人について、次のとおり解任及び選任する。

１ 解任する者

立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
		無所属	午後

２ 選任する者

立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
		無所属	午後

報告第 20 号

専決処分について（衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 5 投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成 17 年米子市選挙管理委員会規程第 1 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における第 5 投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和 6 年 10 月 23 日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における第５投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月２３日

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

衆議院議員比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における第５投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について

令和６年１０月１４日米子市選挙管理委員会の議決を経た「衆議院比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第２区における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」（令和６年議案第１２１号）の第５投票区の投票管理者の職務を代理すべき者について、次のとおり解任及び選任する。

１ 解任する者

住 所

氏 名

２ 選任する者

住 所

氏 名

別紙 1

令和6年12月2日定時登録の登録者及び抹消者は次のとおり

登 録 者

事 由 別	男	女	計
転入等	169	145	314
18才到達	74	66	140
転出（表示登録）	2	3	5
計	245	214	459

抹 消 者

事 由 別	男	女	計
転出等	215	204	419
死亡	123	131	254
職権消除	4	1	5
計	342	336	678

令和6年12月2日 定時登録選挙人名簿登録者数報告書

米子市選挙管理委員会
令和6年12月2日 定時登録日現在

区分	前回定時登録日 (R6. 9. 2) 現在に おける名簿登録 者数総数 (A)	(A) の登録に係る 補正登録者数 (B)	選挙時登録者数 (C)	(C) 登録に係る 補正登録者数 (D)	随時抹消者数 (E)	今回定時登録者数 (F)	今回定時登録日 (R6. 12. 2) 現在における名簿登録者総数 A+B+C+D-E+F (G)	備 考
男	56, 685	0	355	0	611	245	56, 674	
女	63, 609	0	268	0	571	214	63, 520	
計	120, 294	0	623	0	1, 182	459	120, 194	

(別紙2)

在外選挙人名簿登録者数一覧

10月14日現在の登録者数 (A)			今回登録された者の数 (B)			今回抹消された者の数 (C)			今回(12月2日現在)の登録者数 (A)+(B)-(C)=(D)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
15	41	56	0	1	1	0	0	0	15	42	57